

福井工業高等専門学校キャンパス自立支援室規則

平成23年 2月9日規則第2号

改正 平成24年 4月 5日規則第 7号	令和元年 5月29日規則第21号
令和 2年 3月26日規則第79号	令和 4年 3月 8日規則第 6号
令和 5年 4月12日規則第 6号	令和 5年10月11日規則第11号
令和 6年 6月 5日規則第15号	

第1章 総則

(設置)

第1条 福井工業高等専門学校に福井工業高等専門学校内部組織規則（昭和 54 年規則第 2 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、キャンパス自立支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(目的)

第2条 支援室は、心身に障害がある学生（その疑いがあると認められる者を含む。）に対する教育上の合理的配慮並びに学生生活及び学習に係る支援（以下「支援」という。）について審議し、当該学生（以下「要支援学生」という。）の修学環境の向上を図ることを目的とする。

(対象学生)

第3条 支援室が支援の対象とする学生は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本人及び保護者からの申出により、支援を必要とすることが診断書等により客観的に認められる学生（以下「Aタイプ要支援学生」という。）
- (2) 本人及び保護者からの申出により、自分ひとりで学習を進めることが困難であり、支援が必要と認められる学生（以下「Bタイプ要支援学生」という。）

2 Aタイプ要支援学生又はBタイプ要支援学生は、本人、保護者、学級担任、副室長及び学生相談室員からの申出により、支援室において協議の上、タイプを変更することができる。

(業務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 要支援学生の支援のための基本的事項に関すること。
- (2) 要支援学生の支援に関する関係委員会等との連絡調整に関すること。
- (3) 要支援学生の自立に向けての支援に関すること。
- (4) 要支援学生の支援体制構築及び運用に関すること。
- (5) 教員の要支援学生に対応する指導力の向上に関すること。
- (6) その他要支援学生の支援に関し必要と認められること。

(組織)

第5条 支援室に、次の各号に掲げる室員を置く。

- (1) 教務主事

- (2) 学生相談室長
 - (3) 学生相談室員
 - (4) その他校長が必要と認めた者
- 2 支援室に室長を置き、教務主事をもって充てる。
 - 3 支援室に副室長を置き、学生相談室長をもって充てる。
 - 4 第1項第4号に掲げる室員は、校長が任命する。

(任期)

第6条 前条第1項第4号に掲げる室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の室員に欠員が生じた場合の後任の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長等)

第7条 室長は、支援室の業務を掌理する。

- 2 副室長は、業務全般について室長を補佐し、また、室長に事故等があるときは、その職務を代行する。
- 3 第5条第1項第2号から第4号の室員は、支援室の業務を処理する。

第2章 Aタイプ要支援学生

(Aタイプ支援チーム)

第8条 室長は、Aタイプ要支援学生ごとに支援のためのチーム（以下「Aタイプ支援チーム」という。）を設置する。

- 2 Aタイプ支援チームの構成は、次のとおりとする。
 - (1) Aタイプ要支援学生が本科1～2学年生である場合は、副室長、学生相談室員、当該学生の学級担任、学生所属の学科長、一般科目教室主任及び室長が必要と認めた者とする。
 - (2) Aタイプ要支援学生が本科3～5学年生である場合は、副室長、学生相談室員、当該学生の学級担任、学生所属の学科長及び室長が必要と認めた者とする。
 - (3) Aタイプ要支援学生が専攻科生である場合は、副室長、学生相談室員、専攻科長、学生所属の専攻主任及び室長が必要と認めた者とする。
- 3 副室長又は学生相談室員は、各Aタイプ支援チームを統括する。
- 4 室長は、Aタイプ支援チームを統括する副室長又は学生相談室員からの報告に基づき、その任を終えたと判断された時点でそのAタイプ支援チームを解散する。

(Aタイプ支援チームの業務)

第9条 前条に定めるAタイプ支援チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) Aタイプ要支援学生の障害の状態を把握し、個別の支援計画を立案し実行すること。
- (2) 保護者との連携・協力体制の構築及び支援内容の説明に関すること。
- (3) 学級内での理解の増進を図り学習環境を整えるための支援を行うこと。
- (4) その他Aタイプ要支援学生への支援に関すること。

第3章 Bタイプ要支援学生

(Bタイプ支援チーム)

第10条 室長は、Bタイプ要支援学生ごとに支援のためのチーム（以下「Bタイプ支援チーム」という。）を設置する。

2 Bタイプ支援チームの構成は、当該学生の学級担任（専攻科生にあつては専攻科委員）及び室長が必要と認めた者とする。

3 副室長又は学生相談室員は、各Bタイプ支援チームを統括する。

4 Bタイプ支援チームの活動期間は設置した年度限りを基本とし、室長は、Bタイプ支援チームを統括する副室長又は学生相談室員からの報告に基づき、その任を終えたと判断された時点でそのBタイプ支援チームを解散する。ただし、室長が必要と認めた場合は、翌年度以降も当該学生に対する支援を継続することができるものとする。

(Bタイプ支援チームの業務)

第11条 前条に定めるBタイプ支援チームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学習方法に関する助言及び指導に関すること。
- (2) 提出物のスケジュール管理に関する助言及び指導に関すること。
- (3) 保護者との連携・協力体制の構築及び支援内容の説明に関すること。
- (4) その他学習支援に関すること。

第4章 記録及び情報交換等

(支援記録の作成)

第12条 円滑な連携を図るため、Aタイプ支援チーム及びBタイプ支援チーム（以下「支援チーム」という。）は次の各号に定める支援記録簿を作成し、学生課は支援記録簿を管理する。

- (1) Aタイプ支援チームにおいては、別紙様式1
- (2) Bタイプ支援チームにおいては、別紙様式2

(授業科目担当教員等との情報交換)

第13条 支援チームは、次の各号に掲げるときは、必要に応じて、授業科目担当教員及び室長が必要と認めた者と情報を共有し、意見を交換するものとする。

- (1) 室長が支援チームを設置したとき。
- (2) その他室長が必要と認めたとき。

(会議)

第14条 支援室の会議（以下「会議」という。）は、室長が招集し、議長は、室長をもって充てる。

2 室長が必要と認めたときは、第5条に定める室員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第15条 支援室の事務は、学生課が処理する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月5日改正）

この規則は、平成24年4月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月29日改正）

この規則は、令和元年5月29日から施行し、同年5月1日から適用する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和4年3月8日改正）

この規則は、令和4年3月8日から施行する。

附 則（令和5年4月12日改正）

この規則は、令和5年4月12日から施行する。

附 則（令和5年10月11日改正）

この規則は、令和5年10月11日から施行する。

附 則（令和6年6月5日改正）

この規則は、令和6年6月5日から施行する。

別紙様式1 (第12条関係)

A タイプ 支援記録簿

No.

学生氏名		記載日	(元号) 年 月 日
学科又は専攻・学年		記載者名	
支援チーム(構成員)			

1. 現状(支援内容・支援時間)

2. 課題

3. 対応策・支援策

4. 今後の支援目標・方針	5. その他の所見

支援開始時期	(元号) 年 月 日
支援終了時期	(元号) 年 月 日

別紙様式2（第12条関係）

Bタイプ支援記録簿

No.

学生氏名		記載日	(元号) 年 月 日
学科又は専攻・学年		記載者名 (実務担当者)	
支援チーム(構成員)			

1. 現状（支援内容・支援時間）

2. 本人の状態

3. 所見

支援開始時期	(元号) 年 月 日
支援終了時期	(元号) 年 月 日